

日・NATO国別パートナーシップ協力計画

1. 政治的文脈及び原則

1.1 日本及び北大西洋条約機構（NATO）は、自由、民主主義、人権及び法の支配という共通の価値並びに戦略的利益を共有する、信頼できる必然のパートナーである。我々は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持し、及び強化するために緊密に協力する。我々は各々これらの共有された価値及び戦略的利益並びに国民の自由及び安全を擁護する決意を有している。我々はまた、多数国間協力を通じた紛争の抑止及び危機の予防を重視する。

1.2 アジア太平洋地域と欧州大西洋地域の安全保障環境は異なり、また、日本とNATO加盟国とは地理的に離れているが、グローバル化が進展し、より相互に関連している世界において、これら2つの地域はそれぞれ国境を越えた政治・安全保障上の動向の影響を受け、また影響を与え得る。我々は、法的及び外交的なプロセスの十分な尊重を通じて紛争の平和的解決を促進する、ルールに基づく国際秩序の追求によって、グローバルな平和、安定及び繁栄を推進することにつき、共通の戦略的利益を認識する。我々はまた、サイバー防衛、海洋安全保障及びテロ対策並びに人道支援・災害救援活動といったグローバルかつ新たな安全保障上の課題に取り組む必要性を認識している。

1.3 我々は、戦略的利益を共有する分野における我々のパートナーシップの強化にコミットする。そうしたコミットメントは、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」を具体化した日本の「国家安全保障戦略」やパートナーとの協力を通じた国際安全保障の促進に同盟国がコミットしたNATOの「2010年戦略概念」を含む日本とNATOのそれぞれの主要な政策文書の共通性に基づくものである。

2. 協力の目的及び様式

2.1 この国別パートナーシップ協力計画は、日本国総理大臣とNATO事務総長により2014年5月6日にブリュッセルにおいて署名された前回

の国別パートナーシップ協力計画に基づく日・NATO協力をより一層進展させることを目的とする。

2.2 日本とNATOは、次のとおり協力を推進する。

- 日本とNATOとの間におけるハイレベル対話の強化。
- 防衛協力及び交流の促進（NATOのパートナーシップ協カメニューの活動への日本の参加の増加，情報共有の促進，経験，教訓，専門知識及び情報の交換を通じて上記の課題に取り組むための日・NATO間の協働及び各々の能力強化を含む。）。
- 国際の平和と安定の強化を目的とする実務的な協力の促進。

3. 協力の優先分野

3.1 政治対話や防衛交流の促進に加え，日本及びNATOは，パートナーシップ協カメニューに明記されている協力分野を含む次の優先分野に焦点を当てた実務的な協力を促進する。

- 3.1.1 サイバー防衛
- 3.1.2 海洋安全保障
- 3.1.3 人道支援・災害救援
- 3.1.4 軍縮（特に小型武器及び軽兵器関連），軍備管理，大量破壊兵器とその運搬手段の不拡散
- 3.1.5 防衛科学技術
- 3.1.6 女性，平和及び安全保障
- 3.1.7 パブリック・ディプロマシー活動
- 3.1.8 日本及びNATOの共通関心分野における防衛及び安全保障に関するその他の協力

3.2 日本とNATOの協力は，共同協議，セミナーやシンポジウムといったパートナー国にも開放されているNATOの活動への日本の参加，平和と安全保障のための科学プログラム（SPS）を含むNATOパートナーシップ・ツールの活用，日本及びNATO関係者間の交流活動，並びに適当な場合の双方の演習への参加を含む。NATOの参加が適当な場合には，NATOはインド太平洋地域における日本の演習へのアセットの参加を検討し得る。

3.3 日本とNATOは、NATO本部への日本の自主的拠出要員（VNC）の派遣、欧州連合軍最高司令部（SHAPE）及びNATO海上司令部（MARCOM）への日本の連絡官の任命、NATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）への日本の専門家の派遣を含む協力を進展させる。

4. 国別パートナーシップ協力計画の見直し手続

4.1 本計画は、承認日をもって開始する。

4.2 本計画に基づく協力は、日本及びNATO共同のプロセスを通じ、一定の間隔で見直す。そのような見直しの結果、本計画は双方の同意の上で修正又は更新され得る。